
種 別： 論説

タイトル： 団体信用生命保険における自殺免責と遺族保障

著 者： 磯野 直文

所 収： 『上智法学論集』第 63 卷 4 号（令和 2 年 3 月）129-151 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

論 説

団体信用生命保険における自殺免責と遺族保障

磯野 直文

- 一. はじめに
- 二. わが国の自殺の現状について
- 三. わが国の生命保険における自殺免責について
- 四. フランスにおける自殺免責の法制について
- 五. 団信保険について
- 六. おわりに

一. はじめに

生命保険について、改正前商法では、被保険者が自殺をしたときには、保険者は保険給付を行う責任を負わないとしており（商法 680 条 1 項 1 号）、保険法でも被保険者の自殺は、免責事由として維持されている（51 条 1 号）。わが国の保険法では、自殺をなんら定義することなく、一律に免責（全期間免責）と規定した上で、自殺免責を任意規定としており、約款で法定の免責事由を定めることも可能である。生命保険の約款では、責任開始からある一定期間経過後の自殺については、保険者は保険金を支払うものとしている⁽¹⁾。

ところで団体信用生命保険（以下、団信保険という）の趣旨は、住宅ローンの債務者等の債務返還中の生計の安定を図り、金融機関等の債権者が債務者の死亡に伴う債権の回収を確実にを行うことである。2001 年 12 月、フラン

(1) 萩本修編・一問一答保険法 192 頁（2009 年・商事法務）、甘利公人=福田弥夫=遠山聡・ポイントレクチャー保険法〔第 2 版〕249 頁（2017 年・有斐閣）参照。

スでは、自殺免責条項について、住宅ローンにかかる団体保険は、デクレの定める金額の範囲内まで契約年数にかかわらず、自殺を保障しなければならぬとの法改正があった⁽²⁾。わが国では、生命保険の種類・内容にかかわらず、一律に自殺免責条項を適用しているが、その必要性があるのだろうか⁽³⁾。

生命保険の中でも特に遺族保障という重要な機能を担う団信保険における自殺免責について検討を試みてみたい⁽⁴⁾。

二. わが国の自殺の現状について

平成30年人口動態統計月報年計の概況(厚生労働省)によると、死因順位は、第1位が悪性新生物(27.4%)、第2位は心疾患(15.3%)、第3位は老衰(8.0%)、第4位は脳血管疾患(7.9%)となっている。自殺は、第10位で20,032人(1.5%)であったが、年齢別死因の構成割合をみると、15~39歳では自殺が死因の第1位である。

平成30年中における自殺の状況(厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室 警察庁生活安全局生活安全企画課)によると、平成10年から平成15年(34,427人)をピークに平成23年まで3万人を超えていた自殺者数も⁽⁵⁾、平成22年以降、9年連続の減少となり、昭和56年以来、37年ぶりに21,000人を下回った。また、平成30年の自殺死亡率は16.5(人口10万人当たりの自殺者数)となり、昭和53年から始めた自殺統計で過去最小となった。平成19年より自殺統計に、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上することとなり、それに伴い「自殺による保険金支給」が原因等として追加された⁽⁶⁾。平成

(2) 山野嘉朗・保険契約と消費者保護の法理 358頁(2007年・成文堂)。

(3) 土岐孝宏「生命保険契約・自殺免責にかかる法制と解釈」保険学雑誌第642号 28頁(2018年)参照。

(4) 本論文では、居住用住宅ローンの団信保険のうち大規模団体について検討した。

(5) 平成18年に自殺対策基本法が施行され、自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、自殺対策が推進された結果、成果を上げてきたが、非常事態はまだまだ続いている。

30年で自殺の原因等が特定できた方は、15,551人（74.6%）で、要因別に見ると、最も多い健康問題のうち31.4%（6,647人）が精神疾患を原因等としていた⁽⁷⁾。「自殺による保険金支給」を原因とする平成30年の自殺は39人で、平成19年の151人から大幅に減少しているが、保険金取得目的であることを遺書等に明記していないケースが多いことにも留意しなければならない⁽⁸⁾。

平成29年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」によると、わが国の自殺死亡率は着実に低下してきているものの、主要先進7か国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えており、決して楽観できる状況にはない⁽⁹⁾。

三. わが国の生命保険における自殺免責について

1 保険法における自殺の意義

自殺とは、故意に自己の生命を絶つことであるが、自己の生命を絶つことを意識して、目的としてその生命を絶つことである。意思無能力者や統合失調症その他の精神障害中や心神喪失中に被保険者が自己の生命を絶つ場合には、生命を絶つ意識がないので、生命保険の免責である自殺とはいえない。また、正当防衛や人命救助による行為によって死亡した場合も自殺には当たらないが、自らの行為によらずに他人をして殺害させた嘱託殺人の場合は自

(6) その他に「倒産、事業不振、失業、就職失敗、生活苦、負債（多重債務、連帯保証債務、その他）、借金の取り立て苦」等がある。

(7) 精神疾患の内訳は、うつ病によるものが4,213人、統合失調症が965人、アルコール依存が154人、薬物乱用が38人、その他の精神疾患が1,277人であった。

(8) 岡本悦司「自殺と生命保険 自殺不担保保険の導入による自殺予防への提言」ヘルスサイエンス・ヘルスケア Vol 10 No. 2・53頁（2010年）。

(9) 世界保健機関 Mortality Database によれば、先進諸国の自殺死亡率は、フランス 15.1（2013）、アメリカ 13.4（2014）、ドイツ 12.6（2014）、カナダ 11.3（2012）、イギリス 7.5（2013）、イタリア 7.2（2012）である。

わが国では、平成38年までに30%以上自殺死亡率の減少を目標（13.0以下）としており、目標を達成するためには、自殺者数を16,000人以下にする必要がある。

殺にあたる⁽¹⁰⁾。

2 自殺を免責とする趣旨

保険者は、被保険者の自殺については保険給付の責任を負わない(保険法51条1号)。被保険者の自殺を免責としている趣旨は、生命保険契約に基づく信義則に反していること、および生命保険契約が不当の目的に利用される可能性がその射倖契約性のゆえにあるので、これらの弊害を防ぐためである。自殺免責の通用にあたっては、保険金の取得の意図があるか否かは問わない⁽¹¹⁾。保険法は、自殺を一種の故意の事故招致(保険の偶然性を否定するものである)とみて、一律に保険者を免責しているが、約款は、内心の意思を立証することは困難であり、自殺の意図はさほど長くは続かないことから、期間による処理を規定したものと解されている⁽¹²⁾。

3 精神障害について

精神病による自殺は自殺免責の自殺といえるかが争われた、大判大正5年2月12日民録22輯234頁は、「商法第431条第1項第1号にいわゆる自殺とは、被保険者が故意に自己の生命を絶ち死亡の結果を生ぜしむる行為を指称するものにして、死亡の結果が過失行為に基因するか若しくは精神病其の他の原因により精神障碍中に於ける動作に基因し、被保険者が自己の生命を断たんとするの意思決定に出でざる場合を包含せざるものとす」と判示した。この判決は、自殺免責に関する確立した判例であり、学説上も定説である⁽¹³⁾。

被保険者が統合失調症、うつ病などの精神病に罹っている場合、被保険者

(10) 甘利=福田=遠山・前掲注(1)248頁、石田満・商法Ⅳ〔保険法・改訂版〕331頁(1997年・青林書院)、大森忠夫・保険法〔補訂版〕291頁(1985年・有斐閣)。

(11) 甘利=福田=遠山・前掲注(1)248頁、石田・前掲注(10)331頁、大森・前掲注(10)291頁参照。

(12) 江頭憲治郎・商取引法(第八版)528頁(2018年・弘文堂)、甘利公人・生命保険契約法の基礎理論53頁(2007年・有斐閣)。

(13) 遠山聡・保険法判例百選165頁(2010年)、吉田明・生命保険契約をめぐる問題点164頁(1981年・日本経済評論社)。

の死亡の結果につき、被保険者の自由な意思決定が排除されていたと認定される場合がある。しかし、うつ病に罹患している場合であっても、被保険者の自由な意思決定は排除されないとして保険者の免責を認めた裁判例もあり、精神病の症状が軽度の場合に自由な意思決定が排除されていると認定されるかは微妙である。自由な意思決定による自殺なのか、または自由な意思決定によらない自殺なのかは、まさに事実認定の問題である⁽¹⁴⁾。精神障害中の自殺の立証は、通常は保険金請求者側に情報優位性があると思われるが、被保険者の内面の問題であり、保険者と保険金請求者のどちらの当事者にとっても立証は困難である⁽¹⁵⁾。

4 自殺の立証について

被保険者の死亡が自殺かどうか、自殺であるとしても精神障害中の自殺であるかは、事実認定の問題であり、またその立証責任がどちらにあるかはきわめて難しい問題である。通説・判例では、被保険者の自殺は保険者の免責事由であるから、保険会社に立証責任があり、精神障害中の自殺であることの立証責任は保険金受取人にあるものと解している⁽¹⁶⁾。自殺の認定においては、死亡現場における具体的状況や死亡に至った経緯が事案ごとに個別具体的に検討されるが、被保険者の会社経営上の窮状、勤務先における転職・配置換えなどの環境の変化による心理的負担、短期間の多数保険加入、家庭環境・経済状況の困窮、死体検死医の自殺との記載などがその判断要素となるが⁽¹⁷⁾、遺書がないケースや、精神障害中の自殺が疑われても通院加療歴等がないケースも多く、その判断は困難である。

精神障害中の自殺企図行為により被保険者が高度障害状態となった事案であるが、新潟地判平成13年3月23日生命保険判例集13巻338頁（遺書無

(14) 甘利=福田=遠山・前掲注(1)250頁。

(15) 白井正和「生命保険における被保険者の精神障害中の自殺」江頭憲治郎先生古希記念企業法の進路698頁（2017年・有斐閣）参照。

(16) 東京控判大正7年12月16日評論全集7巻商法871頁。甘利=福田=遠山・前掲注(1)249頁、石田・前掲注(10)331頁。

(17) 甘利=福田=遠山・前掲注(1)250頁。

し、うつ病加療あり、以下新潟地判平成13年判決という)は、「自殺企図行為が精神障害に起因することによって本件免責約款・特約にいう『故意』への該当性を否定されるか否かは、①精神障害罹患前の行為者の本来の性格・人格、②自殺企図行為に至るまでの行為者の言動及び精神状態、③自殺企図行為の態様、④他の動機の可能性等の事情を総合的に考慮し、当該精神障害が行為者の自由な意思決定能力を喪失ないしは著しく減弱させた結果自殺企図行為に及んだものと認められるか否かによって判断すべきである」と判示し、その後の裁判例のほとんどが、上記①から④の考慮要素に着目して精神障害中の自殺か否かを判断している⁽¹⁸⁾。

5 自殺免責期間について

生命保険の約款では、責任開始からある一定期間(2年または3年)経過後の自殺については、保険者は保険金を支払うものとしている。一定期間経過後の自殺の場合には、通常において生命保険契約とは無関係な動機、目的による自殺であり、専らまたは主として保険金の取得を目的としたものとはいえないと推定されるから、保険金の支払がされたとしても、自殺免責条項の趣旨を没却するものではないとの判断によるものである⁽¹⁹⁾。

法制審議会保険法部会においては、保険者を免責とする期間の相当性については、社会情勢等に応じて異なる判断がされる可能性があり、保険法で一定の期間を定めることは適当でないことなどの意見を勧案し、保険法では、契約締結日から一定の期間内に自殺免責を適用するとの限定はされなかった。保険法では、保険者の免責の規定を任意規定としており、約款で法定の免責事由以外の免責事由を定めることも可能である⁽²⁰⁾。

6 免責期間経過後の自殺と免責期間の延長

わが国の自殺免責期間は、昭和49年以降は全社1年であったが、自殺者

(18) 白井・前掲注(15)698頁。

(19) 甘利=福田=遠山・前掲注(1)250頁、石田・前掲注(10)331頁、大森・前掲注(10)292頁。

(20) 萩本・前掲注(1)192頁。

数の増加とモラルリスク多様化のなかで、加入後第13月目における自殺者の顕著な増加も認められることから⁽²¹⁾、平成11年以降になって免責期間を延長する会社が相次いだ。自殺免責期間経過後の自殺が免責とされた下級審裁判例として、岡山地判平成11年1月27日金融法務事情1554号90頁、山口地判平成11年2月9日判例時報1681号152頁などがある。この問題について、最判平成16年3月25日民集58巻3号753頁（以下、「最判平成16年判決」という）は、「上記の期間を1年とする1年内自殺免責特約は、責任開始の日から1年内の被保険者の自殺による死亡に限って、自殺の動機、目的を考慮することなく、一律に保険者を免責することにより、当該生命保険契約が不当な目的に利用されることの防止を図るものとする反面、1年経過後の被保険者の自殺による死亡については、当該自殺に関し犯罪行為等が介在し、当該自殺による死亡保険金の支払を認めることが公序良俗に違反するおそれがあるなどの特段の事情がある場合は格別、そのような事情が認められない場合には、当該自殺の動機、目的が保険金の取得にあることが認められるときであっても、免責の対象とはしない旨の約定と解するのが相当である。そして、このような内容の特約は、当事者の合意により、免責の対象、範囲を一定期間内の自殺による死亡に限定するものであって、商法の上記規定にかかわらず、有効と解すべきである。」と判示した。

最判平成16年判決を引用して特段の事情について判示した東京地判平成16年9月6日（判例タイムズ1167号263頁〔保険金受取人の母親が被保険者に自殺を強要〕）があり⁽²²⁾、同様に、保険金受取人には特段犯罪行為に関係す

(21) 岡本・前掲注(8)52頁（生命保険契約後経過月別自殺の推移・図〔生命保険協会資料：昭和53年度～55年度〕）では、加入後第13月目における自殺件数は、同第1～12月の平均自殺件数の約1.5倍であった。この図は、現在では公表されていない）参照。

(22) 東京地判平成16年9月6日は、被保険者の自殺前後の被保険者および保険金受取人の母親の行動は、自殺関与罪にも該当する可能性のある行為であり、刑法の解釈によれば、その働きかけの程度や態様いかんによってはこれが殺人罪を構成する行為と評価されることもある、と判示した。また、被保険者の行方不明後には、これを利用して積極的に自己の経済的利益を図っているので、保険金受取人の母親の行動は最判平成16年判決のいう犯罪行為に類する違法性の高い態様の行為であり、本件の場合には、被保険者の自殺に関して第三者が違法不当な働きかけを行った場合に、保険金受取人がその第三者と何らの関係がない場合であれば格別、本件のように密接な関係がある場合には、このこ

るものが何もないが、経済的利益を共通にする長男の自殺幫助を捉えて、保険金受取人にも特段の事情があるという結論を導いたものに、大阪高判平成18年2月16日(生命保険判例集18巻105頁)がある。最判平成16年判決の法理は、保険法の下においても維持されているものと解されている⁽²³⁾。

7 小括

保険者は、死体検案書の記載内容から自殺と判断した場合、その死亡が免責期間内であれば、保険金受取人宛に自殺免責を通知し、その通知に受取人から反論があった場合に対応するものと思われる。しかしながら、受取人にとって世間に知られたくない精神病による自殺を立証して保険者と争うことは、並大抵のことではない。自殺免責条項適用に受取人が反論することは、極めて少ないものとする⁽²⁴⁾。

生命保険標準生命表の死亡率に自殺は含まれており、一定期間経過後の自殺について、通常は保険金を支払っている。自殺リスクは医師による診断では評価不能であり⁽²⁵⁾、告知義務違反などの逆選択やモラルリスクを排除し、契約者間の公平性を保ち保険制度を健全に運営するため、一定期間内の自殺を免責とすることは有効である⁽²⁶⁾。また、保険実務にとっては、自殺の立証が困難であることから実用的である。

3年という免責期間は、消費者保護の見地から問題があるとの指摘がある⁽²⁷⁾が、わが国の自殺死亡率が先進国の中で最も高く、特に経済生活問題を動機とした自殺者数の増加が著しい社会情勢が続くなかで、自殺リスクの

とを考慮に入れたうえで公序良俗違反の有無を判断するのが相当である、と判示した。そのうえで、本件においては、被保険者の自殺に関し犯罪行為に類する行為が介在し、当該自殺による死亡保険金の支払を認めることが公序良俗に違反するおそれがあるなどの特段の事情が認められる、と判示した。控訴審の東京高判平成17年1月31日(判例集未登載)は控訴(付帯控訴いずれも)棄却、最高裁平成17年6月17日決定(判例集未登載)は上告棄却、上告不受理棄却決定をし、確定した。

(23) 甘利公人＝山本哲生編・保険法の論点と展望 245頁〔潘阿憲〕(2009年・商事法務)。

(24) 吉田・前掲注(13) 189頁参照。

(25) 岡本・前掲注(8) 56頁。

(26) 大森・前掲注(10) 292頁。

(27) 山野・前掲注(2) 358頁。

高い高額契約まで取扱う約款から免責期間を2年に変更することは、難しい問題であり、個社の判断であると思料する⁽²⁸⁾。

保険金の不法取得を目的とする生命保険契約であれば、免責期間を問題とすることなく公序良俗に反し無効であるとの見解⁽²⁹⁾が主張されていることにも注目すべきかもしれない⁽³⁰⁾。また、改正前商法にはなかったが、生命保険の約款に既に導入されていた重大事由による解除（特別解約権）の規定が、保険法（57条）に新設（片面的強行規定）されており、保険金不法取得目的が立証されれば、57条1号、2号の規定で解除できる⁽³¹⁾。

しかしながら、重大事由解除の規定は、モラルリスク排除を目的とし例外的な適用を前提として導入されたものであって、実際の適用にあたっては、法務部門・弁護士等による法的判断を踏まえて慎重に判断する必要がある⁽³²⁾。

また、約款規定は一般的な顧客にその判断基準を提供すべきであり、保険契約においては、不意打ち禁止の観点から、約款中に、免責期間経過後においても、自殺免責などが認められることを規定すべきである⁽³³⁾と考える。

四. フランスにおける自殺免責の法制について

わが国の保険法は、自殺をなんら定義することなく、これを一律に免責としていて、非常にシンプルである。ドイツやフランスでは、自殺免責にかかる法律規定が多く、充実した規定となっている⁽³⁴⁾。ドイツ保険契約法 161

(28) 白水知仁「作今の自殺動向と生命保険」日本保険医学会誌 109 巻 2 号 103 頁（2011 年）参照（自殺動機は常に健康問題が最大の動機であるが、生命保険加入時に健康などの危険選択が行われるため、自殺者数が急増する中で、特に生命保険加入者では、健康問題の割合は減少し、失業率など経済生活問題を動機とした割合が増えている）。

(29) 中西正明・民商法雑誌 131 巻 2 号 298 頁（2004 年）。

(30) 山野・前掲注（2）265 頁。

(31) 山下友信＝米山高生編・保険法解説 577 頁〔甘利公人〕（2010 年・有斐閣）参照。

(32) 生命保険協会・保険金の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン 15 頁（2006 年制定、2011 年改正）。

(33) 勝野義孝・生命保険契約における信義誠実の原則・消費者契約法の観点をとおして-542 頁（2002 年・文眞堂〔最判平成 16 年判決前〕）。

条⁽³⁵⁾では、(1) 自殺免責期間(3年)が存在し、(2) この3年の期間はさらに延長できるが、それには個別合意が必要とされ、約款で一律に延長はできない。また、(3) 精神障害中の自殺について、免責期間内の自殺であっても、精神活動の病氣的障害により自由な意思決定が排除されて当該自殺が行われた場合の例外則(保険者有責の法理)が定められ、さらに(4) 本条項の規定は片面的強行規定とされている。わが国の保険法51条は、全期間免責を定めた上、任意規定としており、ドイツのような精神障害中の自殺有責の法理が法定されていない⁽³⁶⁾。

フランスでは、2000年前後に自殺免責にかかる法改正を頻繁に重ねており、以下で検討したい。

1 フランスにおける自殺免責規定の変遷

フランスの1930年法では免責期間が2年とされていた。これは、延長は可能であるが、短縮は禁止されると解されていた。2年の免責期間は1981年の法改正でも維持されたが、被保険者の自由な意思による自殺だけでなく意識的自殺の立証責任も保険者の負担とされた点で、遺族保護が図られた。1990年代になると、自殺免責条項の存在自体について疑義が唱えられるようになった。1991年と1996年には自殺免責廃止に関する議員立法案が提出されたが廃案となっている。しかし、1998年の法改正では、上記の主張が一部実現することになる。まず、自殺免責期間が1年に短縮され、任意規定ではあるものの、一部の団体保険について自殺担保を可能とする規定を設けた。2001年には、意識性の有無を問うことなく契約当初1年以内の自殺が

(34) 土岐・前掲注(3)2頁。

(35) § 161 **【Selbsttötung】** (1) Bei einer Versicherung für den Todensfall ist der Versicherer nicht zur Leistung verpflichtet, wenn die versicherte Person sich vor Ablauf von drei Jahren nach Abschluss des Versicherungsvertrags vorsätzlich selbst getötet hat. Dies gilt nicht, wenn die Tat in einem die freie Willensbestimmung ausschliessenden Zustand krankhafter Störung der Geistestätigkeit begangen worden ist. (2) Die Frist nach Absatz 1 Satz 1 kann durch Einzelvereinbarung erhöht werden. (3) Ist der Versicherer nicht zur Leistung verpflichtet, hat er den Rückkaufswert einschliesslich der Überschussanteile nach § 169 zu zahlen.

(36) 土岐・前掲注(3)8頁。

免責されるとともに、1年経過後の自殺は保障しなければならないとの改正がなされた。同時に、金融機関が団信保険については、加入後1年以内の自殺であってもデクレの定める範囲であればこれを保障しなければならないという改正も行っている。この点については批判もみられるが、相当に手厚い遺族保護法制が実現されたことは明らかである⁽³⁷⁾。

2 フランス保険法典 L. 132-7 条

自殺免責を規定したフランス保険法典 L. 132-7 条は、次のように規定している⁽³⁸⁾。

- (1) 死亡保険は、もし、被保険者が、契約から1年の間に、意図的に自らの命を絶つたとすれば無効となる。
- (2) 死亡保険は、契約から2年目より、自殺リスクを保障しなければならない。契約途中の保障の増額の場合、自殺リスクは、その追加保障については、当該増額から2年目より、保障される。
- (3) 第1項の規定は、L. 141-6 条最終節に記載された機関（銀行または金融機関）によって申し込まれた、L. 141-1 条に記載の契約（法人等によって申し込まれる、共同加入を目指した、生命身体リスク等を保障する団体保険）には適用されない。
- (4) 死亡保険は、その申込みの時からただちに、デクレによって定めら

(37) 山野・前掲注 (2) 357 頁（金融機関が締結する団信保険契約にのみ適用されるが、融資を受けた者がそれ以外の保険に加入した場合には適用されないという差別が妥当であるかとの批判がある）。

(38) L. 132-7 (1) L'assurance en cas de décès est de nul effet si l'assuré se donne volontairement la mort au cours de la première année du contrat. (2) L'assurance en cas de décès doit couvrir le risque de suicide à compter de la deuxième année du contrat. En cas d'augmentation des garanties en cours de contrat, le risque de suicide, pour les garanties supplémentaires, est couvert à compter de la deuxième année qui suit cette augmentation. (3) Les dispositions du premier alinéa ne sont pas applicables aux contrats mentionnés à l'article L. 141-1 souscrits par les organismes mentionnés au dernier alinéa de l'article L. 141-6. (4) L'assurance en cas de décès doit couvrir dès la souscription, dans la limite d'un plafond qui sera défini par décret, les contrats mentionnés à l'article L. 141-1 souscrits par les organismes mentionnés à la dernière phrase du dernier alinéa de l'article L. 141-6, pour garantir le remboursement d'un prêt contracté pour financer l'acquisition du logement principal de l'assuré.

れる最高限度(12万ユーロ)の限りにおいて、被保険者の主要な住宅の取得に融資するための契約上の貸付の返済を保証する目的で、L. 141-6条最終節に記載された機関によって申し込まれた、L. 141-1条に記載の契約を保障しなければならない。

なお、当該L. 132-7条は、L. 111-2条により、強行規定である⁽³⁹⁾。

フランス保険法典L. 132-7条1項によれば、被保険者が契約から1年以内に、意図的に自らの命を絶った場合、当該死亡保険は、無効になる、とされる。当該「無効」とは、わが国やドイツ法と同様、「保険給付の排除(免責)」の意味である。なお、この規律は公益に関する規定としての側面から考察するとき、1年以内の自殺の保障禁止を定めたもの、と解される。死の意図的な性質という要件について付言すれば、それは単純に「死が意図されたものであったこと」という意味であり、意識的・自覚的という法文言を削除した2001年12月3日の法律による法改正以降は、「意図された死」がなおかつ意識的・自覚的な性質を有していたか、あるいは反対に意図された死であったものの、無意識な性質を有していたか、という事柄とは無関係に、その該当性が判断される。保険者としては、法律要件論上は単に被保険者が意図をもって死を引き起こした事実(事故死等とは違い、欲して死に至ったという、いわば自殺の外形的事実)さえ立証できれば、免責の結果を得ることができる。換言すれば、被保険者が、「死の結果を欲して行動していた」という単純な事実さえ確認されれば免責になる(自由に欲したか、不自由に欲したかは問わない)。

L. 132-7条2項は、強行法規として、契約から1年が経過した後に被保険者が自殺した場合は、保険者は、必ずその自殺リスクを保障しなければならない旨を規定し、2年目以降の自殺の保障を義務化している。フランスでは、自殺免責は、契約から1年を超えて、設定することはできない。

L. 132-7条3項は、L. 132-7条1項の規定は、金融機関等によって申し込まれた、生命身体リスク等を補償する団体保険には適用されない旨、規定する。一般的な団信保険(住宅ローンにかかる団信保険については、次に述べる

(39) 土岐・前掲注(3)10頁。

第4項が規律する)に対し、1年以内の自殺の保障の禁止を解き、この分野に限り契約自由を認めて、約款で、1年以内の自殺を保障する約定に道を開いたものと解されている。

L. 132-7条4項は、先の3項の規律の延長線上にあつて、金融機関等が申込む団体保険のうち、ある特定の団体保険(被保険者の主要な住宅を取得するため融資された貸付の返済を保証・担保する目的で、金融機関等によって申し込まれた、生命身体リスク等を保障する団体保険)上の自殺リスクの保障について定めた特別の規律である。4項の規律は、3項の規律で認めた契約自由により再度介入し、強行規定として、当該特定の団体保険の被保険者の自殺リスクは、契約締結から直ちに、義務的に保障しなければならないとする。もっとも、無制限に保障しなければならないのではなく、デクレが定める、最低12万ユーロについては、義務的に保障しなければならないとする。これは、夫婦の一方が自殺によって死亡した場合に、他方の生存配偶者に生じうる金銭的困難を除去するために設けられた特別規定である⁽⁴⁰⁾。

3 小括

フランスでは、自殺免責期間を1年と法定して、免責期間の延長を一切認めず、1年経過後の自殺は保障しなければならない。また、住宅ローンにかかる団信保険に限っては、デクレの定める範囲であれば、免責期間内でも自殺を保障しなければならず、これらの規定を強行規定としており、生命保険における遺族保護の観点を強調して、自殺免責を制限する立法を実現している。故意免責が置かれる背景には、公序や道徳律あるいは信義則という抽象的な価値基準の要請があるが、この基準のとらえ方によって様々な法規制が可能であることをフランスの例が示している。そう考えると、わが国でも相当思い切った法改正の余地があるように思われる⁽⁴¹⁾との指摘がある。

また、フランス法では、団信保険とそれ以外の保険を区別する法制度を有しており、自殺免責は一律のものである必要はない、という新しい視座を提

(40) 土岐・前掲注(3)14頁。

(41) 山野・前掲注(2)357頁参照。

供している。団信保険は、一般の保険と比べ、生命保険の不当な利用のおそれが高いという特性があり、自殺免責条項をそれ以外の一般の生命保険と同様のものとする必要性はないのかもしれない⁽⁴²⁾。

五. 団信保険について

団信保険は、信用供与機関である債権者または信用保証期間が、債務者および連帯保証人(以下、債務者等という)の死亡または所定の高度障害に際し支払われる保険金をもってその債務者等に対する賦払債権の回収を確実にし、また債務者等の賦払債務償還中の生計の安定を図ることを目的とした特殊な団体保険である。平成3年10月以降の障害特約の発売、平成18年7月以降の3大疾病保障特約の発売などを経て、現在は団体保険の保有契約高の半分近くを占め、遺族補償制度を担う制度として広く普及してきた⁽⁴³⁾。

1 団信保険の保険契約内容と特徴

(1) 契約内容⁽⁴⁴⁾

① 保険契約者、被保険者及び保険金受取人など

信用供与機関(金融機関等)である債権者または信用保証機関が、団信保険の保険契約者兼保険金受取人となる⁽⁴⁵⁾。債務者が、被保険者となることが一般的であるが、債務者が法人である場合にはその債務の連帯保証人を被保険者とすることができる。

② 保険金額と保険期間

保険金額は、保険者と保険契約者の協議により、その決定基準が定めら

(42) 土岐・前掲注(3)28頁。

(43) 生命保険協会110年小史140頁(2018年・生命保険協会)参照。インシュアランス平成30年度版生命保険統計号(平成29年度生保会社決算)によると、団信保険の保有被保険者数は、118,438,923人、保有保険金額は、184,707,078百万円であった。

(44) 輿石進「団体信用生命保険」金融・商事判例1135号144頁(2002年)参照。

(45) 信用保証機関は、住宅ローンの保証をするものであるが、この信用保証機関は、債務者に代位して信用供与機関に対し住宅ローンを弁済し、生命保険会社から受け取った保険金で、代位弁済により生じた求償債権を回収する。

れ、その内容を協定書に盛り込んでいる。協定書では、加入時の保険金額は実行された融資額となっており、保険期間中の保険金額は賦払債務の返済により減少し、保険事故が発生したときに支払われる保険金額は、事故発生時の賦払債務残高である。被保険者個々の保険期間は、住宅ローンの実行時から賦払債務の全額返済時までであり、被保険者ごとに異なるが、被保険者の年齢に制限があり、その範囲内の保険期間となる⁽⁴⁶⁾。

③保険料

団信保険の保険料は保険契約者が支払っているが、その保険料は債務者が支払う利息⁽⁴⁷⁾または保証料に含まれており、債務者に保険料負担が転嫁されている⁽⁴⁸⁾。

⑤加入申込み時の危険選択

団信保険では、被保険者間の危険のばらつきがきわめて大きいいため、企業などの団体保険と違い、個々の選択が重視されるため、加入時に提出する告知書の質問事項は、個人保険とほぼ同じ内容となっている。しかしながら、団信保険の加入者は、収入やモラルリスクなど住宅ローンの審査等で一定の危険選択が可能である。

(2) 団信保険の特徴

①団体の収支決算（契約者配当金）

団信保険では、他の団体保険と同様に、各団体の契約日または更新日から1年間を1保険年度として収支計算を行い、剰余金のあるときは配当金を契約者に支払う。この配当金は、団体ごとに保険期間中の死差損益（年間支払保険料－年間事業費（付加保険料）－年間支払保険金）に配当率（団体の規模（被保険者数）等を基準）を乗じて決定される。団体保険の配当金は、収支が赤字になれば支払われないが⁽⁴⁹⁾、大規模団体⁽⁵⁰⁾の団信保険

(46) 団信保険契約の団体としての契約期間は契約日から1年であり、通常は保険期間満了時に自動更新する。

(47) 住宅金融支援機構団信保険制度では、金利に0.2%が含まれる（加入は任意）。

(48) 保険契約者の支払保険料は、原則として平均保険料率を使用し、契約締結時や契約更新時に団体定期保険と同様の計算方法で求められ、債務額の返済に応じて保険金は（加齢とともに）逡減していくので、個人保険と比べ保険料が安いというメリットがある。

(49) 消費者金融等を利用する際に消費者金融業者が契約者となり債務者を被保険者とする

では、新規加入が継続的に見込め、債務返済に伴い個々の保険金額が(加齢とともに)逓減し、個々の加入者の継続率も高く、通常、団体の収支は良好である。大規模団体では配当率も高く、死差益(剰余金)のほとんどが契約者(団体)に配当金として還元されており⁽⁵¹⁾、独立採算制の高い保険としての特徴がある。

②自殺免責期間等

個人保険が、自殺免責期間を2年や3年に延長した後でも、団信保険は、自殺免責期間を変更しておらず、1年である。また、告知義務違反による解除の行使期間は、一般の団体保険は1年であるが、団信保険は個人保険と同じ2年である⁽⁵²⁾。

2 団信保険の法的位置づけと保険金が支払われない場合の紛争

団信保険の法的位置づけについて、被保険者は、債務者等で、保険契約者である与信者にとっては他人となることから、「他人の生命の保険」に該当することになる。また、保険金受取人は原則として保険契約者であることから、「自己のためにする保険」に該当するが、支払われる保険金は債務の返済に充当されることから、被保険者またはその相続人がその利益を享受するものであり、その意味では実質的には「他人のためにする保険」ともいえる。団信保険の加入手続に際しては、団信保険申込書兼告知書により、被保険者の健康状態等の告知と同時に保険加入の同意を取り付けている⁽⁵³⁾。

保険事故が発生し保険金を受領できるときは、金融機関は保険金を受領し

消費者信用団体生命保険は、自殺による死亡の占率が高く、赤字になる団体も多い。

(50) 規模の大きな団体として住宅金融支援機構の機構団信保険(平成27年3月31日の加入者数は約150万人)などがある。

(51) 極論すれば、告知義務違反による解除や自殺免責で支払われなかった保険金相当額についても剰余金に含まれて、その大部分が契約者配当金として団体に支払われ、残額が他の団体保険等(一般勘定)の保障に回っている。

(52) 精神病中の自殺であっても、告知義務違反解除の行使期間の2年以内で、告知義務違反があり、契約前からの発病と因果関係が認められれば、契約解除されることになる。

(53) 興石・前掲注(44)145頁。

ないまま、債務者または相続人（以下、相続人等という）に債務の返済を求めることはできないと考えられている。つまり、保険金が支払われる場合には相続人等は債務を弁済する必要はなく、金融機関から請求されても保険金が債務の弁済に充当されるまでは支払い拒絶の抗弁権を有している。したがって、金融機関からの貸金返還請求訴訟において、団信保険契約が解除（免責）されるなどして保険金請求権が消滅したことを金融機関が立証しない限り、債務の弁済を拒むことができると考えられている⁽⁵⁴⁾。

団信保険の契約者は金融機関であるが、保険事故が発生しても保険金が支払われない限り金融機関の債権は消滅しないことから、保険金請求に関して実質的に利害関係を有しているのは、相続人等である。しかも団信保険をめぐる紛争の大半は告知義務違反の存否についての争いであり、告知内容について金融機関は関与していないことから、保険会社と被保険者の間で解決するのが最も適しているが、被保険者は保険契約の当事者ではないため保険会社と直接争えないので、金融機関が紛争関係の当事者になる。告知義務違反により保険金支払拒絶が争われた事案では、相続人等が金融機関を被告として、保険会社に対して保険金請求権があることの確認を求めた東京高判平成17年1月19日があり、本判決は、金融機関が訴訟当事者となり、相続人等が金融機関との裁判の拘束力を及ぼすために保険会社に参加的効力が及ぶような手続きをとれば足りると判示した。相続人等は、金融機関との間に存する債権債務関係を確定させることが目的であり、金融機関を訴訟の当事者とする方法により解決するのが妥当である⁽⁵⁵⁾。

自殺免責で保険金が支払われない場合も、同様に保険会社を補助参加させて金融機関を紛争の相手方として訴訟することになるが、相続人等にとって金融機関を相手に訴訟することは、極めて難しい問題である。次に、自殺免責が争われた事案について検討したい。

(54) 中原利明「団信保険の保険金支払拒絶の紛争と金融機関」金融法務事情1756号4頁(2005年)。

(55) 中原・前掲注(54)4頁。

3 東京地判平成 27 年 11 月 16 日 (平成 25 年 (ワ) 第 8320 号保険金債権確認等請求事件判例タイムズ 1425 号 304 頁)

団信保険をめぐる紛争では、告知義務違反に比べて自殺免責を争った事案は少なく、本件では、被保険者に重篤な精神疾患の受診・治療歴はなく、遺書はあったが、労災請求の過程で、事実が主張・立証(認定)されていた。また、本件契約の共同引受(16社)の幹事保険会社が、補助参加人として裁判に参加している。判例評釈として、土岐孝宏・法学セミナー 742 号 127 頁、高橋美加・ジュリスト 1517 号 110 頁がある。

(1) 【事実の概要】

平成 22 年 12 月 24 日、B は、A 社と住宅ローン契約(元金:2,698 万円)を締結し(以下「本件住宅ローン」という)、Y は、同日 A から本件住宅ローン債権を譲り受けた。また同日、B は Y との間で機構団信保険による債務弁済充当契約を締結し、平成 23 年 1 月 1 日、B を被保険者、Y を保険契約者、補助参加人である Z を保険会社とする団信保険契約(以下「本件団信契約」という)に加入した。本件団信契約には、加入後 1 年以内の被保険者の自殺について保険者は責任を負わない旨の約定(以下「本件免責約款」という)⁽⁵⁶⁾がある。

平成 23 年 6 月 21 日、B は、縊死により自殺した(当時 29 歳)。X は、B の母であり、本件住宅ローン債務を相続した。X は、B の死亡について、労働災害補償保険法に基づく保険給付を受ける手続きをしたところ、東京労働局地方労災委員協議会精神障害専門部会(以下「精神障害専門部会」という)は、平成 24 年 6 月、B の心身の変調等を ICD - 10 (国際疾病分類第 10 回修正版)の診断ガイドラインに照らし分類すれば、B には、「消耗性うつを惹起させるような長時間労働が確認されており」、「家族が気付いた様子の変化は、抑うつ気分、意欲低下、興味喜びの喪失、活動性の減退等うつ病像の出現が示唆される」、「自殺直前の周囲の認識と解離した行動は病的心理に伴う

(56) 本件債務弁済充当契約にも、被保険者が、団信保険加入日から 1 年以内に自殺したことにより、保険金の支払を受けられなかったとき、Y は、債務弁済充当契約に基づく債務弁済充当の責めを負わない旨の約定があった。

ものと推察され、強い自責感がうかがわれる遺書、自殺までの経過を踏まえると、遅くとも平成23年5月下旬頃にF32の「うつ病エピソード」を発病した可能性が高い、「同年6月21日の自殺は、当該精神障害によって、正常な認識、行為選択能力が著しく阻害され、又は自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態に陥ったものと考えられる」とし、これを受けた大田労働基準監督署は、平成24年7月12日、Bの自殺について労災認定した。

Xは、平成23年10月13日、Yに対し、保険金請求に必要な手続きをとり、Yは、Z生保に対し、本件団信契約に基づき保険金の請求をしたが、Z生保は、提出された精神障害専門部会の意見書等も検討した上で、平成24年11月、Bの死亡が本件免責約款の免責事由に該当するとして保険金の支払いはできない旨回答した。

そこで、XはYに対し、Z生保からYに対して保険金が支払われるべきであるとして、YがZ生保に対して保険金請求権を有することの確認を求めて提訴した。

(2) 【判旨】(請求棄却：控訴⁽⁵⁷⁾)

〔判旨1：自殺免責約款を適用することの可否〕

「生命保険において自殺免責約款が設けられている趣旨は、被保険者が自殺をすることにより故意に保険事故を発生させることは、生命保険契約上要請される信義誠実の原則に反するものであり、また、そのような場合に保険金が払われるとすれば、生命保険契約が不当な目的に利用される可能性が生ずるから、これを防止する必要があること等によるものと解される。……本件団信保険契約はあくまで任意加入の保険契約であると認められ、被保険者の死亡によって遺族が財産を取得するという関係にもある以上、モラルリスクを否定することはできず、上記した自殺免責約款の趣旨はなお妥当するといふべきである。

……通常の生命保険においても、保険金は遺族の生活保障の意義を有する

(57) 東京高判平成28年4月13日(控訴棄却〔確定〕、判例集未登載、清水太郎、事例研レポート329号11頁)。

ところ、原告が指摘するように、通常の生命保険においては、自殺免責期間が2、3年以内と設定されていることが多いのに対し、団信保険においては1年以内と短期の設定にされるのが通例であることは、後者が前者に比べて遺族の保護を厚くするという性質を持つこと等に由来すると解することができる。しかしながら、上記のとおり、団信保険においても、不当加入の防止等の趣旨が当てはまることから、自殺免責約款が設けられているとともに、免責期間を1年以内と限定することによって当事者の衡平をはかろうとするものと解され、……更に自殺免責の適用自体を否定し、又は限定的に解することは、契約当事者の合理的意思に反するというべきである。」

[判旨2：労災保険の「故意」による自殺と同一の基準で判断すべきか否か]
「……労災保険法12条の2の2第1項は、故意による自殺については業務起因性が否定されることを確定的に規定したものであるのに対し、生命保険における自殺免責の趣旨は、……被保険者が自殺することにより故意に保険事故を発生させることは、生命保険契約上要請される信義誠実の原則に反すること、そのような場合に保険金を支払わないことによって、生命保険契約が不当な目的に利用されるのを防止すること等にあると解され、その趣旨を異にするものである。」

……このように労働者保護という社会政策目的に基づく強制加入の社会保険である労災保険と、生命保険契約とでは、保険制度自体の目的や自殺免責の趣旨が異なっており、労災保険における自殺免責の判断基準を生命保険においても直ちに用いることはできない。

併せて、自殺の多くが何らかの精神障害に起因するといわれていることに照らすと、……精神障害に起因する自殺が自殺免責約款の「自殺」に該当しないとすれば、生命保険契約において自殺免責約款を設けた意味が失われることとなって妥当でなく、この点は団信保険契約においても変わらないというべきである。

よって、自殺免責約款の「自殺」に該当するか否かは、精神障害の有無のみならず、個別の事案において、①精神障害罹患前の被保険者の本来の性格・人格、②自殺行為に至るまでの被保険者の言動及び精神状態、③自殺行為の態様、④他の動機の可能性等の事情を総合的に考慮し、当該精神障害が

行為者の自由な意思決定能力を喪失ないしは著しく減弱した結果自殺に及んだものと認められるか否かによって判断するのが相当である。」

「Bが、自由な意思決定により自殺をした可能性は否定できず、したがって、Bがうつ病により自由な意思決定能力を喪失ないし著しく減弱させた結果、自殺したと認めることはできない。」

(3) 短評

自殺免責条項の置かれた本件契約に、免責条項の適用を否定することには無理があり、労災保険の認定基準を生命保険に用いることなく、判旨の示す通り、個別具体的に自殺免責約款の「自殺」に該当するか否かを判断すべきであるとした判旨に賛成である。

判旨1について、原告の主張は、団信保険は、①被保険者の死亡後に住宅ローンの返済に直面する遺族の生計の安定を図ることを目的とすること、②事実上強制加入⁽⁵⁸⁾であり、保険金の不正取得を目的とするモラルリスクが発生しにくいこと、③加入時に金融機関による危険選択が行われ逆選択が起りにくいことであった。

判旨1は、通常生命保険と比べて団信保険は、遺族の保護を厚くするという性質を持つことなど一定の評価はしているが、被保険者の死亡によって遺族が財産を取得するという関係にある以上、モラルリスクを否定できないとして、団信保険にも、不当加入の防止等の趣旨が当てはまり、自殺免責約款が設けられていることは妥当であるとした。

判旨の見解の通り、明確に自殺免責条項のある本件契約の解釈に、免責条項そのものの不適用という解釈論に無理がある⁽⁵⁹⁾。

判旨2について、原告は、生命保険及び労災保険における自殺免責規定は、いずれも保険制度が不当な目的に利用されることを防止するという点で趣旨を同じくするものであるから、免責すべき「自殺」の範囲及び判断基準も同一に解すべきであると主張した。

(58) 本件契約の団信保険は任意加入であり、加入時の平成21年度の加入率は87.3%であった。銀行等では団信保険の加入が、住宅ローンの融資条件であることについては、高橋美加・ジュリスト1517号110頁(2018年)で検討されている。

(59) 土岐孝宏・法学セミナー742号127頁(2016年)。

判旨2は、労災保険法12条の2の2第1項は、故意による自殺については業務起因性が否定されることを確認的に規定したものであり、労働者保護という社会政策目的に基づく強制加入の社会保険である労災保険と、生命保険契約とでは、保険制度自体の目的や自殺免責の趣旨が異なっており、労災保険における自殺免責の判断基準を生命保険においても直ちに用いることはできないと原告の主張を否定した。一般の生命保険であるが、同様の判例として、大阪高判平成15年2月21日金判1166号2頁などがあり、本判決は団信保険においても労災保険法と同一の解釈を用いることはできないと判断した上で、個別の事案において、従来の裁判例(上記三の4、新潟地判平成13年判決など)で考慮されてきた要素を踏まえ、被保険者の精神障害の症状や自殺に至る経緯等を具体的に検討し、免責約款の「自殺」に該当するか否かを判断すべきであるとしており、妥当な判断である。

4 小括

住宅ローンの利用に伴って団信保険は広く普及し、機構団信保険など大規模な団体が多く、加入者は、収入やモラルリスクなどローンの審査等で一定の危険選択が可能であるため、一般の保険と比べて生命保険の不当な利用の恐れが低いという特性がある。また、保険収支が良好で団体内での保障がほぼ完結でき、独立採算に近い制度となっている⁽⁶⁰⁾。

また、自殺免責条項は保険法でも任意規定であることから、団信保険に自殺免責条項を設けない約款(または特約)を検討する余地があると考ええる。

しかしながら、団体の保険収支が良好であっても契約者配当金の使途については、次年度保険料の負担に回すなど契約者(団体)の決定事項であり、自殺免責に伴う債権の回収や長期にわたる訴訟などの困難さと比較しても、金融機関等(団体)に、自殺免責条項を約款に設けないというような要請があるのであろうか。団信保険の趣旨である遺族保障という観点から、契約者である金融機関等が検討する問題である。

(60) 大規模団体であっても保険であり、団信保険の団体収支が赤字になることはある。

六. おわりに

わが国における自殺死亡率は、主要先進7か国の中で最も高く、残念ながら保険金目的の自殺や強要された自殺は、わずかであっても確実に存在しており⁽⁶¹⁾、現時点ではフランスのように立法で自殺免責条項の改正を検討するまでの社会情勢とはいいい難い。

しかしながら、団信保険については、遺族保障の観点から契約者の要請に基づいて、約款に自殺免責条項を設けない（全期間有責とする）ことも可能であると考えられる。その場合でも、団体のリスク管理体制等を踏まえた上で、保険者の承諾は必要であり、保険金額の上限など詳細は契約者と保険者の協定によって決まるが、約款中に、保険金不法取得目的の自殺については、自殺免責などが認められることを規定し、顧客にその判断基準を提供すべきである。

(元ジブラルタ生命保険株式会社 団体保険課長等担当)

(61) 岡本・前掲注(8) 56頁参照。